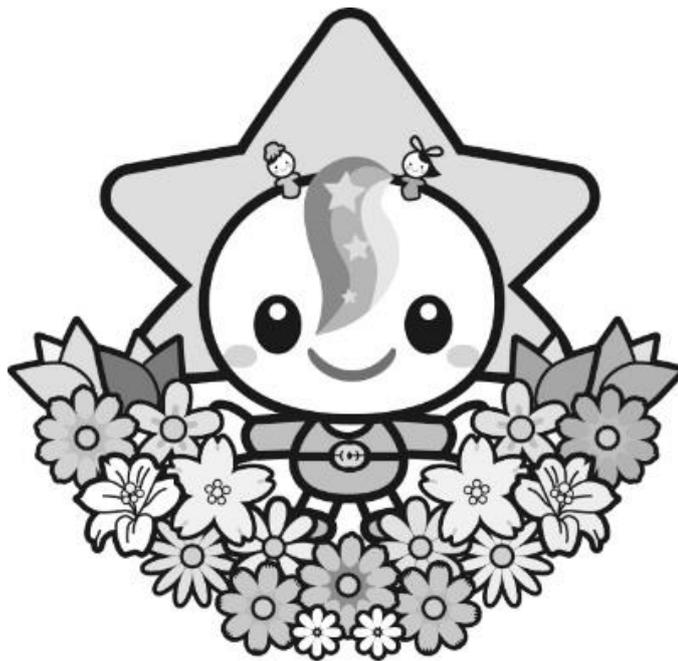


茂原市立中学校
部活動ガイドライン
(暫定版)



茂原市教育委員会

平成30年3月

《目次》

はじめに	P. 1
I 学校教育の一環としての部活動の意義	P. 1
II 部活動顧問の役割	P. 1
III 部活動の運営及び指導上の基本方針	P. 2
1 部活動運営・体制整備の視点から	P. 2
2 部活動指導の視点から	P. 3
3 保護者や関係機関の理解・連携の視点から	P. 4
4 部活顧問のサービスの視点から	P. 4

<参考様式>

- 年間指導計画
- 月練習予定
- 部活動対外活動許可及び報告

<別添>

- （別添1）チェックシート①（安全チェックファイブ）
- （別添2）チェックシート②（自己管理チェックファイブ）

はじめに

部活動は、学校の授業や行事などとは違った場面で、生徒が自分を表現できる貴重な活動の場です。また、協調性や所属意識、規範意識を育て豊かな人間関係を育てていく上でも重要な教育活動です。したがって、全職員の共通理解と協力体制のもと、生徒理解と保護者との連携・協力を大切にしながら運営をしていくことが重要です。

そのために、

- ①職員会議等で、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切です。
- ②部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、その都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切です。
- ③保護者や関係団体等との連携を図りながら、部活動を活性化させ、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切です。

I 学校教育の一環としての部活動の意義

平成29年3月31日に告示された中学校学習指導要領の第1章総則、第5-1のウには、

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

とされています。

部活動を行うことにより生徒に育成されると考えられる教育的効果は、

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○個性や能力を発揮し伸長する | ○責任感や連帯感を涵養する |
| ○ルールに従うことや規範意識を身に付ける | ○お互いの考えや立場を尊重する |
| ○所属意識や愛校心を育てる | ○達成感や自己存在感を感じさせる |
| ○同年代や異年齢間での人間関係を構築する | ○技能の習得・生涯学習の基礎を作る |

などが考えられます。

II 部活動顧問の役割

部活動は、自主的・自発的に参加する生徒と、それを支え、指導・監督をする顧問との信頼関係により運営されます。

生徒自身が興味・関心をもって部活動に取り組む中で、顧問は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長するよう配慮しなければなりません。

また、安全性の確保には常に最善の注意を払うとともに、生徒の能力や技能に応じ自己の力を発揮できるような練習や発表の場などを工夫し、勝利至上主義や結果のみの評価に陥ることのないようにしなければなりません。

○生徒理解	⇒	生活環境、学習状況、健康状態、体力、技能把握
○部活動運営	⇒	部員名簿・連絡網作成、部予算の確保と管理、部活動日誌の活用と整理、活動計画の実施、広報活動（部活動通信等） 大会やコンクール・練習試合等遠征時の引率、
○活動計画	⇒	年間・月間計画作成、練習内容検討
○事故防止	⇒	施設・用具の管理と安全点検、部員の健康管理及び安全指導、 事故防止チェックシートの活用、けが・事故等のアフターケア
○連携	⇒	家庭との連携、病院・消防署等との連携、外部指導者との連携

外部指導者が部活動の指導に当たる場合は、外部指導者と連携を密にし、指導方針に違いが出ることをないようにしなければなりません。

Ⅲ 部活動の運営及び指導上の基本方針

部活動の指導に当たっては、学校の教育目標や部活動の指導方針（目的）等に沿って、学校の教育活動の一環として行います。

茂原市教育委員会として、部活動の運営及び指導上の基本方針を以下のように考えます。

1 部活動運営・体制整備の視点から

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指す。そのため、行き過ぎた勝利至上主義に偏ることなく、生徒の主体性や個性を育てる運営に努める。
- (2) 部活動に参加する生徒が志向するものは、記録や技能の向上、心身の健康増進、活動の喜び・楽しみの獲得、信頼と友情の構築などさまざまであるので、生徒の多様なニーズに応え、一人一人が自己実現できるよう、柔軟な運営に努める。
- (3) 生徒が部活動と学業を両立できるような部活動運営を心がけるとともに、担任と顧問の連携を密にして、両立に向けての支援及び家庭生活とのバランス調整を図る。
- (4) 部活動の顧問については、全校体制の下、できるだけ複数顧問で指導にあたる体制を整える。また、管理職を含めた顧問会議を定期的を開催し、
 - ①生徒や指導体制の現状の把握
 - ②指導上の共通理解と協力体制作り
 - ③熱中症への対応やAEDの操作法熟知等の救急体制整備
 - ④緊急時の連絡体制作り
 - ⑤不祥事の防止対策
 等を組織的に行う。
- (5) 万が一事故が起こった場合の校内や保護者への連絡体制、医療機関への連絡方法、応急処置の方法などについて、学校全体で共通理解をしておく。
 - ①生徒各自のかかりつけの医療機関や緊急時の連絡先を明確にしておく。
 - ②応急処置の研修会を行うなど、事故発生時の応急手当や対応について理解しておく。
 - ③緊急時の対応マニュアル（危機管理マニュアルや応急処置のマニュアル）を作成する。
 - ④日本スポーツ振興センターの医療費の給付制度について、顧問が生徒や保護者に

正しく説明できるように顧問会議等で共通理解しておく。

⑤熱中症に対しては、予防対策や応急処置の方法について共通理解を徹底する。また、経口補水液や冷却材等の準備をしておく。

(6) 施設・設備や用具の点検を活動前に行うなど安全管理を徹底することや、参加する生徒の技能に応じた練習計画を立てることを心がけ、事故防止に努める。

(7) ユニフォームや教材等の経費、対外遠征にかかる費用等、保護者の負担をなるべく軽減するように考慮し、計画的な部活動運営を行う。

①部活動での徴収金は、必ず校長及び顧問の連名で通知し、校長及び顧問の連名で領収書を発行する。

②徴収金については、個人の通帳に入れないようにし、速やかに支払いを行う。現金については、出納簿を作成し口座管理を原則とする。

③ユニフォームや教材、道具等の購入に関しては、業者選定を公正に行う。

④徴収金が様々な用途となる場合は、会計報告を保護者あてに通知する。

(8) 顧問教師が不在の場合の他の顧問への依頼体制や練習内容についての指導体制を整える。

2 部活動指導の視点から

(1) 生徒の生活のバランスや将来的な成長を見据え、教育的な配慮をもとに、活動内容や活動日数、活動時間の適切な設定を行う。

<基本的な活動日数・活動時間>

①1週間を通して、平日に少なくとも1日の休養日（「ノー部活デー」）を設ける。また、土日については、原則として1日以上休養日を設ける。

(※大会等の直前は、生徒のコンディション調整等を考慮し、無理の無い範囲で年間計画に沿って対応する。)

②長期休業期間等では、家族との触れ合いや外出等を十分に考慮し、ある程度まとまった休養日を設定するように配慮する。

③平日の部活動については、暗くならないうちに自宅に到着できるように、日没時間に合わせて終了時刻を設定する。（2時間程度の活動を原則とする。）

④土日や長期休業中の部活動については、3時間程度の活動を原則とする。

⑤定期試験等の前は、学習に集中する環境を整えるため、部活動を中止する期間を設ける。

⑥朝練習については、保護者の負担を考慮し、必要に応じて設定する。

⑦気温の高い時期の部活動については、活動の時間帯を考慮する。

(2) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、許されるものではないことを自覚して指導に当たる。

①いかなる理由があっても、体罰や暴言は許されないこと。

②生徒と顧問との信頼関係があるからということや保護者からの容認があるからと言って体罰や暴言が正当化されるものではないこと。

③体罰や暴言は、被害を受けた生徒のみだけでなく、その場に居合わせた生徒にも悪影響を及ぼす可能性があること。

(3) 年間を通して計画的な活動ができるよう年間活動計画を立てる。また、月ごとの活動

計画を立てて生徒や保護者に活動内容の周知を図る。

活動計画の様式については、学校及び部活動の様式による。(※別紙：参考様式1・2)

(4) 科学的な根拠や専門的な知識による指導、生徒の自主性を生かす指導を心がける。

①部活動の指導においても学習指導要領の趣旨を考慮し「対話的で深い学び」となるように計画する。

②生徒個々の目標設定と自己の振り返りから自己管理能力を育成するとともに、顧問のフォローを大切にする。

③部活動内での生徒の組織を活用して生徒のリーダー性を育成する。

3 保護者や関係機関の理解・連携の視点から

(1) 保護者の理解や協力を得るために、部活動保護者会や部活動公開を実施する。文化部の活動では、学校公開の機会等を利用し、作品や活動の成果を積極的に公開するよう努める。また、練習計画等の情報を積極的に提供するとともに、保護者の意見や願いも把握するようにする。

(2) 大会やコンクールへの参加、出品については、生徒や保護者の過度の負担とならないように計画的に参加する。

①大会やコンクールへの参加については、年間計画に基づくものとする。年間計画を立案する際には、生徒や保護者の過度の負担とならないように精選して計画する。

②大会やコンクール、練習試合等で校外に出る場合は、必ず書面で学校長の許可を得る。生徒の移動方法については、自転車又は公共交通機関を原則とし、必ず顧問または部活動指導員が引率をする。(※別紙：参考様式3)

③やむを得ず、民間バス等を利用する場合は、学校長と顧問の連名で保護者あてに文書で通知し、了解を得て保護者に負担をしてもらう。

④公費や部活動後援会等で民間バスを利用する場合は、その基準を学校ごとに定める。

⑤万が一事故が発生した場合は、速やかに管理職に連絡するとともに、保護者に連絡をして病院等の対応をする。

※学校長が許可をしていないものについては、「日本スポーツ振興センター」適用の対象にならないので注意する。

(3) 外部指導者を導入する場合は、学校の指導方針等を外部指導者に説明をして理解を得るようにする。そして、指導の仕方で顧問と差異が出ないように共通理解をする。また、大会でのコーチとしての参加については、小中学校体育連盟等の規定に従って申請をする。

4 部活動顧問のサービスの視点から

(1) 部活動の指導によって顧問である教員の過度の超過勤務をまねいたり、過労の原因となることのないように校内での分担、指導体制を整えるとともに、管理職は勤務の実態を的確に把握し、指導するように努める。

(2) 土曜日や日曜日等に部活動を行った場合の部活動顧問の勤務等については、勤務時間の割り振り変更か特殊業務手当で対応する。休日については、特殊業務手当で対応する。

①第3号業務 郡市以上の区域を単位として学校体育団体もしくは教育研究団体によって開催されるものへの参加

②第4号業務 通常の部活動（4時間以上・6時間以上）

【引用・参考文献】

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」 平成25年5月 文部科学省
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」 平成20年7月
千葉県教育庁教育振興部体育課
- ・「部活動指導ハンドブック」 平成23年1月改訂 神奈川県教育委員会
- ・「中学校における部活動ガイドライン」 平成25年3月 鳥取市教育委員会
- ・「成田市小中学校部活動経営ガイドライン」 平成28年9月 成田市教育委員会
- ・「中学校学習指導要領」 平成29年3月 文部科学省
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」
平成29年3月14日 スポーツ庁他
- ・「狭山市立中学校部活動指導員設置要綱」 狭山市教育委員会
- ・「中学校部活動の運営に関する要項」 柏原市教育委員会
- ・「宇部市部活動指導員設置要綱」 宇部市教育委員会
- ・運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン骨子（案）
（運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン作成検討会議配布資料）
平成30年1月16日 スポーツ庁